

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

境港市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

境港市長

公表日

令和7年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う。 高齢者の医療の確保に関する法律及び鳥取県後期高齢者医療広域連合規約に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者の資格に関する申請受付及び管理に係る事務 ②資格確認書等の交付・再交付・返還受理に関する事務 ③医療給付の申請受付に関する事務 ④保険料の賦課及び徴収に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、鳥取県後期高齢者医療広域連合標準システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 及び 別表 85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 及び 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省第9号)第2条の表 117の項及び第119条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 総務部 総務課 電話 0859-47-1007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 市民生活部 市民課 電話 0859-47-1036
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含むUSBメモリ等は、施錠ができる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう制御を行っている。また、使用する場合はパスワードによる保護等を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証やID、パスワードによるユーザー認証によって限定しており、アクセス可能な職員を更新することでアクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I－5－②	市民課長 佐々木真美子	市民課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅱ－1、Ⅱ－2	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅳ	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月18日	I－1－③	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療システム、鳥取県後期高齢者医療広域連合標準システム、番号連携サーバ	事前	公的給付支給等口座登録簿関係情報の取り扱い開始に伴う修正
令和4年3月18日	I－4－①	実施しない	実施する	事前	公的給付支給等口座登録簿関係情報の取り扱い開始に伴う修正
令和4年3月18日	I－4－②	記載なし	新規追加	事前	公的給付支給等口座登録簿関係情報の取り扱い開始に伴う修正
令和4年3月18日	Ⅳ－6	記載なし	新規追加	事前	公的給付支給等口座登録簿関係情報の取り扱い開始に伴う修正
令和7年6月20日	I－3	番号法第9条第1項 及び 別表第一 59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	番号法第9条第1項 及び 別表 85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	番号法の改正による
令和7年6月20日	I－4－②	番号法第19条第8号 及び 別表第二 82の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条の2の2	番号法第19条第8号 及び 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省第9号)第2条の表 117の項及び第119条	事後	番号法の改正による
令和7年6月20日	I－1－②	高齢者の医療の確保に関する法律及び後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。 番号法においては、別表第一 59の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ○高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の措置に関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う。 高齢者の医療の確保に関する法律及び鳥取県後期高齢者医療広域連合規約に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者の資格に関する申請受付及び管理に係る事務 ②資格確認書等の交付・再交付・返還受理に関する事務 ③医療給付の申請受付に関する事務 ④保険料の賦課及び徴収に関する事務	事後	
令和7年6月20日	I－1－③	後期高齢者医療システム、鳥取県後期高齢者医療広域連合標準システム、番号連携サーバ	後期高齢者医療システム、鳥取県後期高齢者医療広域連合標準システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年6月20日	I－2	後期高齢者医療情報ファイル	後期高齢者医療情報ファイル、収納情報ファイル	事後	
令和7年6月20日	I－5－①	境港市 市民生活部 市民課	市民生活部 市民課	事後	
令和7年6月20日	Ⅱ－1、Ⅱ－2	平成31年3月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	時点修正
令和7年6月20日	Ⅳ－5	[○]提供・移転しない []十分である	[]提供・移転しない []十分である	事後	
令和7年6月20日	Ⅳ－8		[十分である] ・特定個人情報を含むUSBメモリ等は、施設ができる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう制御を行っている。また、使用する場合はパスワードによる保護等を行っている。	事後	新様式移行による
令和7年6月20日	Ⅳ－11		[3] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] [十分である] システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証やID、パスワードによるユーザー認証によって限定しており、アクセス可能な職員を更新することでアクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行による